

守谷市教育委員会定例会会議録 平成25年12月

1. 日 時 平成25年12月25日(水) 午前9時30分から

2. 場 所 守谷市役所議会棟3階第3委員会

3. 出席委員 教育委員長 高山 博
教育委員長職務代理者 山本 キヨ
教育委員 鮎川 清勝
教育委員 前山 文栄
教 育 長 後藤 光良

4. 欠席委員 なし

5. 説明のための出席者

教育部長 染谷 隆
教育部次長兼学校教育課長 寺田 弘
生涯学習課長 古谷 善男
指導室長 石井 良秋
中央図書館長 飯塚 哲夫
学校給食センター所長 宇田野信彦

6. 傍 聴 人 1人

7. 会議に付した事項

(1) 議決事項

議案第44号 「守谷市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則」
議案第45号 「守谷市立図書館管理運営規則の一部を改正する規則」
議案第46号 「学校給食費の改定について」
議案第47号 「教職員の人事異動について」

(2) 請願・陳情

請願第1号 「学社連携の強化に関する請願」

(3) 報告事項

報告第17号 「守谷市児童クラブの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の公布について」
報告第18号 「平成25年第4回守谷市議会定例会について」

(4) その他

「小中学校の現状について」
「各課業務報告」

【１．開会宣言】 委員長	午前 9 時 30 分 開会を宣言
【２．会議録署名委員の指名】 委員長	本会の会議録署名人を指名
【３．審議事項】 委員長 学校教育課長 委員長 委員長 委員長 中央図書館長 委員長 委 員 中央図書館長 委 員 中央図書館長 委 員	議案第 44 号「守谷市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則」の説明を求める。 議案第 44 号「守谷市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則」について説明する。 本案は、守谷市通学区域審議会の答申を踏まえ、守谷中学校及び愛宕中学校の通学区域を変更するため規則の一部を改正し、平成 27 年 4 月 1 日から施行するもので、守谷小学校区をすべて愛宕中学校区とするもの。 各委員に質疑を求める。 —特になし— 議案第 44 号「守谷市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則」について採決する。 —委員全員異議なし— 原案のとおり承認する。 議案第 45 号「守谷市立図書館管理運営規則の一部を改正する規則」について説明を求める。 議案第 45 号「守谷市立図書館管理運営規則の一部を改正する規則」について説明する。 本案は、図書館を利用する市民からの利便性向上の要望に応え、図書館の開館時間を 30 分早くし、午前 9 時 30 分とするため規則の一部を改正するもの。 各委員に質疑を求める 開館時間を早めることで、職員等の勤務体制の変更は必要か。 9 時 30 分からの勤務を 9 時 15 分に変更することになる。 閉館時間延長の要望はなかったのか。 市民からは年に数回あるだけである。図書館は駅から離れており、周辺は夜間暗く子ども、女性は利用しづらい状況にある。夏期閉館時間は午後 7 時とし 1 時間延長しているが、延長時間の利用は平均 20 名程度であり、夏期以外は延長の必要はないと判断した。 開館時間は利用者個々の意見も大切だが、総合的な判断でお願いしたい。

学校給食センター所長	委員長	議案第 45 号「守谷市立図書館管理運営規則の一部を改正する規則」について採決する。 —委員全員異議なし—
	委員長	原案のとおり承認する。
	委員長	議案第 46 号「学校給食費の改定について」説明を求める。
	学校給食センター所長	議案第 46 号「学校給食費の改定について」説明する。 本案は、守谷市立学校給食センター運営委員会の答申を踏まえ、平成 26 年 4 月 1 日から小学校児童月額 4,207 円、中学校生徒 4,536 円、小中学校及び給食センター職員 4,536 円に学校給食費を改定するもの。
	委員長	各委員に質疑を求める。 —特になし—
	委員長	原案のとおり承認する。
	委員長	議案第 47 号「教職員の人事異動について」説明を求める。 本案は人事案件であるので会議規則第 15 条に基づき非公開としたいが異議はないか。 —異議なし—
	委員長	傍聴人に一時退室を求める。 —傍聴人退室—
	委員長	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 13 条第 6 項及び守谷市教育委員会会議規則（昭和 30 年教委規則第 3 号）に基づき審議経過は非公開 —審議終了後入室を許可—
	委員長	【4. 請願・陳情】 請願第 1 号「学社連携の強化について」を議題とする。 請願書の朗読を事務局に求める。 —請願書朗読—
教育部次長	委員長	請願者からの陳述申立書を受理し、守谷市教育委員会請願処理規則第 5 条の規定により、請願趣旨の陳述を求める。 —請願者陳述—
	委員長	学社連携について事務局に解説を求める
	教育部次長	学社連携のはっきりとした定義はない。学校と社会教育が学校教育の改善と地域生涯学習の推進及び活性化を目的として、それぞれの役割分担を前提にし、情報交換、連絡調整、相互補完、協働などの諸機能を発揮する恒常的な協力関係の過程とされている。 また、学校教育と社会教育がそれぞれの役割分担を前提とし、学習の場や活動を部分的に重ね合わせながら一体となっ

	て、子どもたちの教育に取り組む考え方を学社融合と呼び、学社連携の最も進んだ形態といわれている。
委員長	請願審査のため各委員に発言を求める。
委員	学社連携、融合について国の動向を聞きたい。
教育部次長	平成 20 年 2 月の中央教育審議会答申で、社会全体の教育力向上のため、学校、家庭、地域が連携する仕組みづくりの必要性が述べられ、平成 23 年 4 月から完全実施となった小学校新学習指導要領でも第三者の連携は必要不可欠な要素となっている。
委員	学社連携と学社融合の違いは何か。
教育部長	学社連携は社会、家庭、学校が連携し学ぶことを目的としている。学社連携の発展したものが学社融合といえる。
委員	連携、融合は学校教育と社会教育が対等な立場であると理解していいか。
教育部長	学校教育、社会教育が同じ立場で連携、または一部で重なり合い一体となるということである。
委員	学社連携の具体的な事例を聞きたい。
教育部次長	学習成果を発揮する市民活動と学校教育の授業が同場所、同時間で行われ、児童生徒と地域市民が各々教育を受ける取り組みが事例としてある。
	また、公民館施設を利用し、学校のクラブ活動を行う取り組みがあり、活動の充実が認められている。
教育部長	学社連携は既に市で実施している。学校側は学校体育館、グラウンド及び学校調理室等を社会教育に提供し、社会教育側は講座受講者で専門知識のある者が、総合的な学習の時間で講師とし協力をいただいている。
委員	学校施設の提供も学社連携ということになる。学校体育館、グラウンドは利用しづらい状況と聞いている。体育協会所属団体とスポーツ少年団の数について聞きたい。
生涯学習課長	体育協会は 16 部門、スポーツ少年団は 12 種目、28 団体ある。
委員	スポーツ少年団 28 団体を組織と認め、規約・規則に基づき運営していると理解していいか。
生涯学習課長	はい。
委員	今回の請願はスポーツ少年団のいじめ事象に関連するものであるが、他の団体から問題・トラブルの報告はないか。
生涯学習課長	ありません。
委員長	学社連携は、学校教育に社会教育を取り込む、また社会教

【５．報告事項】		育が積極的に人、物、場所を提供し学校教育の一部として活用することであり、請願の趣旨と相違している部分がある。しかし、いじめ対策推進法が施行され、学校が児童生徒に関与する範囲拡大が必要で、スポーツ少年団等との連携・情報共有は必要不可欠である。請願趣旨の一部を採択すべきと思うがいかがか。
	委 員	学社連携、融合については賛成する。団体が少年の健全育成の責任を果たせない場合、教育委員会、学校が介入することについては越権であると判断する。
	委 員	学校教育と社会教育団体が対等であれば、介入する行為は承服できない。
	教育部長	社会教育法では諸団体に対し指導することを差し控えることが規定されている。「スポーツ少年団など諸団体に対し学校教育が連携する」趣旨を一部採択する手法もある。
	教育長	今までも連携していなかった訳ではない。今回の件を受け、より情報を共有していくことが必要だと考えている。
	委員長	請願第１号「学社連携の強化について」は請願趣旨を一部採択しスポーツ少年団と連絡を密にし、教育委員会、学校も諸団体の情報収集に努力し、社会教育団体と情報共有、連携を強化すべきとする。異議ございませんか。
		—異議なし—
	委員長	教育委員会の決定を受け、事務局はスポーツ少年団、諸団体と情報共有、連携強化を図る方策を講じることをお願いする。
	委員長	報告第１７号「守谷市児童クラブの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の公布について」報告を求める。
	生涯学習課長	報告第１７号「守谷市児童クラブの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の公布について」報告する。「守谷市児童クラブの設置及び管理に関する条例」の改正及び守谷小学校第３・４児童クラブの新設に伴いクラブ定員の変更、延長保育料額について規則の一部を改正し公布した。
	委員長	報告第１８号「平成２５年第４回守谷市議会定例会について」報告を求める。
	教育部次長	報告第９号「平成２５年第３回守谷市議会定例会について」説明する。

【5. その他】 教育部長 委員長 指導室長	・平成 25 年度守谷市一般会計補正予算（第 3 号）について承認されたことを報告 ・一般質問要旨について報告 小中学校の現状について報告を求める。 以下について報告 ○指導室業務状況について ・幼稚園訪問（12/10, 17） ・未就学児保護者面談（12/10, 11, 13, 16, 18） ○児童生徒の様子 ・交通安全作文コンクール（12/17） - 最優秀賞 高野小 6 学年児童 - 優秀賞 御所ヶ丘小 6 学年児童 - 松前台小 5 学年児童 - 取手警察署長賞 大井沢小 6 学年児童 - 教育長賞 守谷小 5 学年児童 - 交通指導隊長賞 黒内小 6 学年児童 - 学校長賞 御所ヶ丘小 5 学年児童 ○教職員・児童生徒の交通事故について ・児童生徒交通事故者のけがの程度及び要因について - 件数 小学校 12 件 中学校 2 件（12 月 24 日現在） - 要因 自転車 9 件 徒歩 3 件 その他 2 件 ※児童生徒の不注意 12 件 - 程度 打撲又は擦過傷 - 頭蓋骨骨折等（相手過失による被害） ・教職員の交通事故の状況 - 件数 11 件（12 月 24 日現在） - 要因 自動車 過失 6 件 被害 5 件 ○いじめの現状について ・認知件数と対応について（11 月末日現在） - 認知件数 17 件（うち解消 11 件 継続支援中 6 件） - 未然防止，早期解消，早期対応を図る。 ○不登校の現状について ・11 月末日現在の不登校者数の報告 - 件数（不登校率） 小学校 15 人（0.26%） - 中学校 35 人（2.06%） - 不登校の解消に取り組む。 - 中学校前年対比 △16 人（△0.93 ポイント）
--	---

委員長 学校教育課長	各課の業務状況について報告を求める。 以下について報告
生涯学習課長	○平成 25 年度第 24 回大好きいばらき作文コンクール入賞について 県民会議理事長賞(小学校高学年部門) 松丘ケ小 1 年 ○平成 25 年度人権啓発ポスターコンクール入賞について 佳作(小学校低学年部門) 黒内小 1 年児童
学校給食センター所長	以下について報告 ○平成 26 年守谷市成人式典について 日 時 平成 26 年 1 月 12 日(日)午後 1 時～ 場 所 守谷市中央公民館 該当者 639 名 ○親子たこあげ大会 日 時 平成 26 年 1 月 19 日(日)午前 11 時～ 場 所 大利根運動公園 自由の広場 参加費 一人 100 円
中央図書館長	以下について報告 ○給食の放射性物質測定について 現在まで検出なし ○平成 25 年度第 1 回守谷市立学校給食センター運営委員会開催について (12/18)
【7. 教育長報告】	以下について報告 ○平成 25 年図書館利用状況について 貸出冊数 574,310 冊(平成 25 年 4 月～11 月まで)
教育長	①いじめ対策について いじめ防止基本方針, 組織等が準備されまともりつつある。 ②一貫教育の推進について 平成 26 年度活動方針を作成中である。守谷市の特色である外国語, 情報教育を進めていく。
【8. 閉会宣言】 委員長	午前 11 時 8 分 閉会宣言